

令和4年9月9日

部 局 長 各 位

企 画 財 政 部 長

令和5年度予算編成方針について（依命通達）

あま市予算決算会計規則（平成22年あま市規則第35号）第5条の規定により、市長の命を受けて別紙「令和5年度予算編成方針」を定めたので通達します。

令和5年度予算編成方針

第1 国の動向

国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。

また、令和5年度の「概算要求基準」においては、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化し、義務的経費については、前年度予算額の範囲内とすることや、義務的経費以外の要求枠は10%削減するなど、可能な限り歳出の抑制を図ることとしている。

第2 県内経済情勢

愛知県内経済は、新型コロナウイルス感染症等の影響がみられるなか、不安定ながらも緩やかに回復している。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が緩やかに回復していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある（財務省東海財務局「管内経済情勢報告（令和4年7月）」より）。

第3 本市の中期的な財政展望

令和5年度から令和7年度までの3年間の本市財政を見通すと、2年半以上にわたり多大な影響をもたらしている新型コロナウイルス感染症が一定の落ち着きを見せていることもあり、市税収入がコロナ禍前の水準に戻りつつあるものの未だ本来の水準に達しておらず、ウクライナ情勢等による物価高の影響や急激な円安などを背景とした企業収益の悪化が懸念されることもあって、今後の推移には留意が必要である。

一方、歳出は、少子高齢化に伴う社会保障費やインフラを含めた公共施設老朽化対策など、財政需要が年々増大することが見込まれる。また、一向に終息が見通せない新型コロナウイルス感染症への対応、アフターコロナの社会を意識したICT化の推進、世界規模での対応が求められている環境負荷軽減へ取組などの行政課題に対応する必要もある。更には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウクライナ情勢等による原油価格高騰や資材不足の影響により、燃料費、光熱費などの経常経費が高騰することが見込まれることから、今後もより一層厳しい財政運営を余儀なくされる。

将来にわたり、財源不足の慢性化を招かないためにも、歳出予算額をできる限り

抑制するとともに、財務体質を強化し、持続可能な行財政基盤を確立することが、本市に求められている。

第4 予算編成の基本的な考え方

本市の近年の財政状況は、財政の弾力性を示す経常収支比率が、適正範囲である70%から80%を大きく上回り、財政の硬直化が続いている。この硬直化した財政構造を改善し、財源不足の慢性化を回避しない限り、今後のまちづくりの展開や新たな福祉サービスの提供のみならず、地震や台風といった災害へ迅速に対応できないおそれもある。

また、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により燃料費や光熱費などの経常経費が高騰し、歳出総額に占める経常経費の割合が高まることから、引き続き厳しい市政運営を余儀なくされることを全職員が再認識し、大型事業も含めた予算規模の圧縮が必要となる。このような状況において、要求時における歳出が歳入を大きく上回ることが見込まれ、要求される事業の全てを実施することは困難であることから、令和3年度決算の状況や令和4年度予算の執行状況等の分析に基づく不用額の縮減、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止、休止など積極的な見直しやスクラップ・アンド・ビルドにより、更なる歳出削減が必要となる。

このような状況を打開するため、例年よりもマイナスシーリングを強化して歳出削減を図り、予算規模のスリム化を徹底することで財務体質の改善を図る。

以上を踏まえ、本市の中期的な財政展望を全職員が認識した上で、「選択と集中」による実効性の高い取組を行い、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本とし、山積する将来の課題に取り組むことを念頭に置きながら、以下のことに十分留意の上、予算を編成する。

なお、令和5年5月に開庁する新庁舎が、市民にとって、利用しやすく、長く愛される行政サービス拠点となるよう、全職員が一丸となり質の高い行政サービスを提供する。

1 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

今般の感染拡大を踏まえ、既存事業において感染症拡大防止の対策を踏まえることはもちろんのこと、アフターコロナの社会を意識した事業内容の抜本的な見直しを図る。

2 第2次あま市総合計画の推進

時代の変化に伴う様々な社会問題に対応できるよう令和3年度に策定した第2次あま市総合計画と予算の連動を図るとともに、現行の事務事業をゼロベースで

見直し、予算の重点配分を行う。

3 行政改革の推進

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により燃料費や光熱費などの経常経費が高騰し、歳出総額に占める経常経費の割合が高まることから、従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、既存事業の廃止、縮小を念頭に、事務事業の徹底した見直しによる整理合理化を図ることで、大胆な歳出削減に取り組む。特に、次の項目については重点的に取り組むものとする。

(1) 事業のスクラップの徹底（既存事業の統合や見直しを含む。）

成果重視の観点から、次の事業は廃止・休止を含め抜本的に見直す。検証の際は、昨年度同様に類似団体（愛西市、清須市、北名古屋市）との比較を行う。また、サマーレビュー時に重点課題の対象となった事業や事務事業評価の対象となった事業については、事業実施手法等の見直し検討結果を予算案に必ず反映させること。

- ① 今後の方向性が明確となっていない事業
- ② 既に事業目標を達成した事業
- ③ 必要性の低い事業
- ④ 効率性の低い事業（対象者が極端に少ないなど、費用対効果から過度な行政サービスとなっていないか）

(2) 中長期的な財政運営の健全化

- ① 「選択と集中」による緊急度、優先度及び必要性に重点を置いたメリハリのある予算編成
- ② 資産の有効活用・処分の検討（普通財産及び将来廃止となる行政財産の方向性）
- ③ 独立採算を原則とする公営企業会計の自立した経営の改善
- ④ 都市計画決定事業等の投資効果の検証

(3) 長時間労働の是正

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本市では、時間外勤務命令を行うことができる上限を定め、運用を行っているが、引き続き上限時間を超える長時間労働職員がいることは、大きな課題である。各所属長は、職員の健康管理やワークライフバランスの推進に対する強い取組姿勢を持ち、時間外勤務の根本原因の洗い出し、分析による業務量自体の削減や合理化、職員間での業務量の偏り是正など、職場マネジメントを強化する。

(4) 施設の総合的な管理と見直し

公共施設再配置計画における公共施設の統廃合を見定めた上で、真に必要なものについて修繕・更新を行う。特に、第Ⅰ期の期限（令和8年度）までに見

直しが必要となる施設は、方向性に沿って、重点的にマネジメントを進めることとする。また、大規模修繕にあつては、公共施設等総合管理計画長寿命化計画に基づき、今後の施設のあり方や整備手法等の検討を図る。

なお、令和5年度も緊急性を要する修繕については、財政課と協議した上で予備費を充用する。

4 行政のデジタル化への取組

自治体DXなどのデジタル社会構築に向けて、令和3年6月に「あま市情報化推進の基本方針」を策定し、行政のデジタル化に取り組んでいる。特に次の項目については、情報推進課と関係課が連携し、重点的に取り組むものとする。

- (1) 電子申請の利用拡大
- (2) 窓口のキャッシュレス対応

5 機構改革が予定されている課の予算計上

令和5年4月に機構改革が予定されているが、現在の担当課が予算要求すること。なお、関係課で協議し、機構改革後の予算事業名を意識したうえで予算要求すること。

6 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始される消費税の適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）においては、本市から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるために、本市が発行した適格請求書が必要となる。施設使用料、行政財政目的外使用料及び広告料などの科目が対象になると思われるが、関係課においては、8月29日に税務課が掲示板にて周知した「インボイス制度について」等に基づき、適切に対応すること。

7 持続可能な財政基盤の確立

中長期の視点に立って財政を見通した上で、身の丈に合った適切な予算規模（大型事業を除く。）を設定する。

8 財源の枠配分

- (1) 各部局（各担当課）へ経費別に財源の枠配分を行うので、各部局（各担当課）が経営感覚を発揮しながら主体的に事業の方向性について判断し、創意工夫を凝らした事務事業の見直しを行うことで、各担当課長の裁量により枠配分内に収めることを原則とする。
- (2) 課別枠配分を超過する際は、各部局内で調整を行うこととする。

- (3) 大型事業及び臨時的経費は、別枠で留保する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響による厳しい財政状況を勘案し、政策的重要経費（ソフト事業）及び一般行政経費については、原則マイナスシーリングを行う。また、投資的経費についても大幅なマイナスシーリングを行う。ただし、財政課が個別に判断した事業は除外する。
- (5) 過去の予算要求時に課別枠配分内に収めている課及び概算要求時に経費の抑制を行った課については、マイナスシーリングの軽減を行うこととする。事業のスクラップに積極的に取り組んだ課においては、取組内容に応じたインセンティブ（限度額5,000千円）を付与する。

9 新規・拡充事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響による厳しい財政状況を勘案し、財源確保の観点から新規・拡充事業など増額要求する場合は、予算の肥大化を防ぐためスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、既存事業の廃止及び見直しによる一般財源の削減、歳入の確保など、一般財源総額が増額とならないよう徹底する。
- (2) 新規事業は、緊急性と必要性を考慮し、事業の方向性、目的及び効果、さらに手法を明確にした上で予算化を行う。したがって、詳細が定まっていないものは予算要求を認めない。また、総合計画実施計画事業として不採択となった事業は、原則予算要求を認めない（制度改正等によるやむを得ない理由がある場合は、財政課と別途協議）。
- (3) 総合計画実施計画事業として採択された事業であっても、予算編成における財源調整によっては、予算が担保されるものではないことを申し添える。

10 合併未調整事項への対応

市制施行以来、未だ事務事業の調整が進捗していないものについては、早急に調整し、必要に応じて予算要求すること。

11 その他

- (1) 平成30年度に発覚した不適切な会計処理を踏まえ、二度と同様の事案を発生させないためにも、コンプライアンスを徹底し、真に必要となる予算を要求すること。
- (2) 予算執行の遅滞による予算繰越について、年度内に予算が執行できるよう計画し、適切に予算を要求すること。